

旭川市立神楽保育所の民間移譲に係る
サウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和5年1月

旭川市子育て支援部こども育成課

目次

1	調査の名称	P 1
2	調査の趣旨	P 1
3	施設の概要	P 1
4	基本条件	P 2
5	調査の項目	P 2
6	調査実施について	P 2
7	その他	P 4
8	問合せ及び連絡先	P 5

- 【様式】 ・現地見学会・説明会参加申込書（様式1）
・参加シート（様式2）
・対話シート（様式3）
・質問票（様式4）

- 【資料】 ・図面（土地・建物） ※いずれも整備工事時のもの
・旭川市立神楽保育所要覧

1 調査の名称

旭川市立神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査（以下、「調査」という。）

2 調査の趣旨

本市では、「行財政改革推進プログラム2020」を策定し、持続可能な財政運営と行政サービスの維持のため、民間活力を活用し、施設等のサービスの向上と効率的な管理運営体制の検討を進めています。

そうした中、本市が目指す保育、市立保育所と自治体の保育士が担うべき役割を示し、その実現に向けて取組を進めるため、令和4年5月に「旭川市の保育と市立保育所の在り方」を策定し、市立保育所の今後の方向性について整理を行いました。

今回の調査の対象としている旭川市立神楽保育所においては、所在する神楽・神楽岡・緑が丘地区に他に12の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業等がありますが、定員充足率に減少傾向は見られるものの100%を上回っている状況であり、今後も神楽保育所で想定される需要を他施設で賄えない状況が長期間継続すると考えられることから、民間移譲の手法も含め、神楽保育所の保育を継続するとしたところです。

そこで、民間事業者の皆さまとの対話の場を設定し、様々な視点から旭川市立神楽保育所の魅力やポテンシャル、課題等を整理し、施設の民間移譲の可能性を把握することを目的に調査を実施します。民間移譲による施設の運営及び保育の実施に関する参画意欲の把握のほか、多様な民間活力の活用に向けて、参入しやすい公募条件等の御提案を期待しています。

3 施設の概要

名 称	旭川市立神楽保育所
所 在 地	旭川市神楽4条8丁目（複合施設：いきいきセンター神楽）
設 置 年	昭和42年
築 年 数	平成21年合築移転
規模（面積）	敷地面積：6,486.15 m ² 延床面積：607.68 m ²
構 造 等	鉄筋コンクリート造平屋建
定 員 数	66人
U R L	https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/facility00/facility07/d070342.html

4 基本条件

(1) 管理運営について

施設を移譲した際には、新たに認可を受け、認可保育所として管理運営を行うことを見据えています。

また、現在、神楽保育所で実施している特別支援保育については、移譲後も継続して実施することを想定しています。

(2) 留意事項

調査は、施設の民間移譲の可能性を把握することを目的としたものであり、今後の公募等の実施については未定です。

5 調査の項目

次の項目について、御意見・御提案をお聞かせください。

スムーズな対話となるよう、事前に提出していただく対話シートの内容をもとに、対話を進める予定です。

1 施設全体
・施設の魅力やポテンシャル
・施設の建屋・設備等（ハード面）に関する課題や懸念事項
・施設の管理・運営等（ソフト面）に関する課題や懸念事項
2 公募等に関すること
・施設の管理運営への参画意欲やニーズ
・参画する場合の開始希望時期
・参入しやすい公募条件等

6 調査実施について

(1) スケジュール

ア 実施要領の公表・配布	令和 5 年 1 月 16 日（月）～ 2 月 10 日（金）
イ 現地見学会・説明会への参加申込み	令和 5 年 1 月 16 日（月）～ 1 月 27 日（金）
ウ 質問の提出	令和 5 年 1 月 16 日（月）～ 2 月 10 日（金）
エ 現地見学会の開催	令和 5 年 2 月 12 日（日）
オ 説明会の開催	令和 5 年 2 月 12 日（日）
カ 調査への参加申込み	令和 5 年 2 月 13 日（月）～ 2 月 24 日（金）
キ 調査の実施	令和 5 年 3 月 6 日（月）～ 3 月 17 日（金）
ク 実施結果概要の公表	令和 5 年 3 月

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、スケジュールの変更、中止、またオンライン方式による調査の実施を検討する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(2) 調査の流れ

ア 実施要領公表・配布

実施要領、様式及び資料を本市ホームページにて公表します。紙での配布を希望する場合は、令和5年2月10日（金）まで（土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に「8 問合せ及び連絡先」へ連絡してください。

イ 現地見学会・説明会への参加申込み

調査への参加希望事業者向けの現地見学会及び説明会を実施します。現地見学会の内容は主に土地・建物等の状況確認に関する事、説明会の内容は主に調査の実施方法に関する事を予定しています。現地見学会・説明会に参加しなくとも、調査に参加することは可能です。

【受付期間】 令和5年1月16日（月）～1月27日（金）午後5時

【申込方法】 「現地見学会・説明会参加申込書（様式1）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、現地見学会・説明会の御案内を電子メールにて送付します。

【提出先】 kodomoikusei@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市立神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査【現地見学会・説明会参加申込み】」としてください。

ウ 質問の提出

調査に関する質問がある場合は、次のとおり質問票を提出してください。

【受付期間】 令和5年1月16日（月）～2月10日（金）午後5時

【提出方法】 「質問票（様式4）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受け付けした質問には電子メールで個別に回答します。（調査の趣旨と関係のない質問など、内容により回答できない場合があります。）また、質問事項及び回答は原則として本市ホームページにて公表します。質問者の名称は非公表とします。

【提出先】 kodomoikusei@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市立神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

エ 現地見学会の開催

【日 時】 令和5年2月12日（日） 午前10時～

【場 所】 旭川市立神楽保育所（神楽4条8丁目）

オ 説明会の開催

【日 時】 令和5年2月12日（日） 午前11時～

【場 所】 旭川市立神楽保育所（神楽4条8丁目）

カ 調査への参加申込み

調査への参加を希望する場合は、次のとおりお申込みください。

【受付期間】 令和5年2月13日（月）～2月24日（金）午後5時

【申込方法】 「参加シート（様式2）」及び「対話シート（様式3）」に必要事項を記載し、電子メールで提出してください。受領後、調査実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。（都合により希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。）

【提出先】 kodomoikusei@city.asahikawa.lg.jp

※電子メールの件名は「旭川市立神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査【対話参加申込み】」としてください。

キ 調査の実施

申込みのあった民間事業者との間で、法人（グループ）ごとに30～60分を目安に、個別に調査（対話）を実施します。活発な対話を実現するため、施設側、事業者側ともに参加者は5人程度を想定しています。

ク 実施結果概要の公表

調査の実施結果は、概要を本市ホームページで公表します。公表に当たっては、参加事業者のアイディア及びノウハウの保護に配慮するとともに、事前に参加事業者に内容を確認します。なお、参加事業者の名称は非公表とします。

7 その他

（1）調査の参加条件

調査の参加対象者は、事業の実施に関心のある法人又は法人のグループとします。法人の営利非営利は問いません。なお、法人又はその代表者が次のいずれかに該当する場合は、調査に参加することができません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- イ 参加申込書提出時点で、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 1225 号）に基づく更生・再生手続中の者
- エ 旭川市暴力団排除条例（平成 26 年旭川市条例 16 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者
- オ 国税及び地方税について滞納がある者

(2) 対話の不実施

提出された対話シートの内容が調査の趣旨から逸脱していると考えられる場合は、調査（対話）を実施しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 参加の取扱い

今後、施設の管理運営に関する事業者の公募を実施する場合において、調査の参加実績があることで優位となることはありません。

(4) 調査に関する費用

調査の参加に要する費用（書類作成、現地見学会及び説明会、調査参加に要する旅費等）は参加事業者の負担とします。

(5) 追加対話への協力

必要に応じて追加対話（文書照会を含む。）を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。

8 問合せ及び連絡先

旭川市子育て支援部こども育成課こども育成係

電子メール：kodomokusei@city.asahikawa.lg.jp

電話番号：0166-25-9844

住所：〒070-8525

旭川市7条通10丁目

旭川市役所第二庁舎5階

現地見学会・説明会参加申込書

「旭川市神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査」に係る現地見学会・説明会への参加を希望します。

1 応募者	
法人名(グループ名)	
代表者名	
所在地	
(グループの場合) 構成法人名	
担当者 連絡先	施設名・役職
	氏名
	TEL
	E-mail

2 参加者(5名以内とし、参加を希望する見学会・説明会に○印を付けてください)				
	氏名	施設名・役職	2/12(日) 現地見学会	2/12(日) 説明会
1				
2				
3				
4				
5				

参加シート

令和 年 月 日

「旭川市神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査」について、参加要件を満たすことを誓約し、参加を申し込みます。

1 応募者	
法人名(グループ名)	
代表者名	
所在地	
(グループの場合) 構成法人名	
担当者 連絡先	施設名・役職
	氏名
	TEL
	E-mail

2 日程 ※都合の悪い日に×印を付けてください					
	3月6日(月)	3月7日(火)	3月8日(水)	3月9日(木)	3月10日(金)
AM(10:00～12:00)					
PM(13:00～15:00)					
PM(15:00～17:00)					
	3月13日(月)	3月14日(火)	3月15日(水)	3月16日(木)	3月17日(金)
AM(10:00～12:00)					
PM(13:00～15:00)					
PM(15:00～17:00)					

3 参加者(5名以内としてください)		
	氏名	施設名・役職
1		
2		
3		
4		
5		

対話シート

法人名(グループ名) _____

1 施設全体について
(1) 施設の魅力やポテンシャル
(2) 施設の建屋・設備等(ハード面)に関する課題や懸念事項
(3) 施設の管理・運営等(ソフト面)に関する課題や懸念事項
2 公募等に関することについて
(4) 施設の管理運営への参画意欲やニーズ
(5) 参画する場合の開始希望時期
(6) 参入しやすい公募条件等

※ 様式の枠の大きさは自由に変更可能です。

※ 本シートに記載した内容の補足資料を添付する場合は、当日お持ちください。

(様式4)

質 問 票

令和 年 月 日

1 法人名等

法人名(グループ名)	
担当者(施設名・氏名)	
TEL	
E-mail	

2 質問事項

No	質問箇所等	質問内容
1		
2		
3		

※実施要領「8 問合せ及び連絡先」に記載のメールアドレス宛てに送付してください。

※件名は「旭川市立神楽保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査【質問】」としてください。

※枠は適宜拡大・追加してください。

10 年間行事予定

月	行事内容
4	入所, 進級を祝う会・父母と職員の会総会
5	個人懇談会
6	親子遠足・園外保育動物園(4, 5歳児)保育参観週間
7	夏まつり
8	七夕お楽しみ会
9	親子運動会・園外保育カムの杜(4, 5歳児)・人形劇観劇
10	試食会・保育参観・サイパル見学(5歳児)・交通安全巡回教室
11	試食会・いきいき交流会
12	発表会・クリスマスお楽しみ会
1	新年お楽しみ会・雪中運動会
2	節分豆まき・個人懇談会
3	ひなまつり・お別れパーティ・修了式
その他	・誕生会・絵本貸し出し・身体測定・健康診断・フツ化物洗口・歯科検診 ・避難訓練・園開放・いきいきセンター神楽との世代間交流事業

11 保育所平面図

多目的ホール	洗濯乾燥室		保育室	保育室	一時保育室	多目的室	調理室
	幼児用トイレ	多目的トイレ					
	物品庫	玄関	相談職員室	子育て支援室	保育室	保育室	乳児用トイレ

旭川市立神楽保育所要覧



保育理念

児童憲章を基本として、乳幼児の心身共に健やかな発達を保障し、福祉の増進を図る。

知育、徳育、体育及び情操教育を重んじ、乳幼児の将来において、調和のある人格を育て、日本文化を継承し、社会に適応して自立することをめざす。

保育目標

- 1 明るく元気な子ども
- 2 豊かな心と思いのある子ども
- 3 考えて創り表現できる子ども

〒070-8004

旭川市神楽4条8丁目

TEL・FAX(0166)61-2431

- 1 名称 旭川市立神楽保育所
 2 所在地 旭川神楽4条8丁目
 3 設置及び経営主体 旭川市
 4 定員 66人
 5 沿革
 昭和42年10月20日 竣工
 昭和42年20月30日 児童福祉施設の認可を受ける
 昭和42年11月 1日 神楽町立神楽保育所として開設(定員60人)
 昭和43年 3月 1日 旭川市との合併に伴い、旭川市に継承
 旭川市立神楽保育所に名称変更
 平成 7年 4月 1日 時間延長保育事業開始
 平成11年 4月 1日 開所時間延長保育事業開始
 平成21年 9月 1日 いきいきセンターと合築移転
 平成22年 4月 1日 定員増し(6人), 66人となる。
 平成22年 4月 1日 乳児保育実施
 平成22年 7月 1日 一時預かり事業開始
 平成24年 4月 1日 特別支援保育開始

6 施設概要

- (1) 建物構造 鉄筋コンクリート造平屋
 (2) 敷地面積(いきいきセンター含む) 6, 486. 159㎡
 (3) 建物面積 607. 676㎡
 保育室(4) 140. 00㎡
 乳児室・ほふく室 38. 03㎡
 相談職員室 47. 13㎡
 調理室 36. 00㎡
 一時保育室 35. 00㎡
 多目的室 31. 50㎡
 その他 280. 01㎡

7 保育の基本方針

保育所保育指針に基づき日々の保育を実践する。

- 子どもが健康, 安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し, 自己を十分に発揮しながら活動することにより, 健全な心身の発達を図る。
- 家庭や地域との連携を図り, 養護と教育が一体となって, 豊かな人間性をもった子どもを育成する。
- 地域における子育てのために, 乳幼児などの保育に関する相談に応じ, 助言するなどの社会的役割を果たす。

8 職員構成及びクラス編成

(1) 職員構成 令和4年12月1日現在

所長	保育士	栄養士	調理員	事務	用務員	嘱託医	計
1	21	1	4	1	2	2	32

(一時預かり担当保育士 3人)

(2) クラス編成 令和4年12月1日現在

ひよこ組	りす組	ぺんぎん組	うさぎ組	きりん組	ぞう組	計
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	(人)
4	10	13	15	15	15	72

9 デイリープログラム

時間	0. 1. 2歳児	3. 4. 5歳児	延長保育
7:00	保育標準時間保育開始	保育標準時間保育開始	↑
8:30 9:30	保育短時間保育開始 おやつ 遊び(室内外)散歩等	保育短時間保育開始 遊び(室内外) 散歩・設定保育等	
11:00 11:30	食事	食事	
12:00	午睡 (年齢によって前後します)	午睡(年齢によって前後します)	
12:30 14:45 15:00	目覚め おやつ	目覚め おやつ	
15:30	順次降所	順次降所	
16:30 18:00 19:00	保育短時間保育終了 保育標準時間終了 閉所	保育短時間保育終了 保育標準時間終了 閉所	↑ ↓

↑ 保育短時間の延長保育

⇕ 保育標準時間の延長保育